(発電・小売電気事業者向けアンケート結果)

【今回から改善すべき事項】

○簡易オンラインシステムに関する意見

	内容	理由
2	簡易指令システムとして Open-ADR2.0b の許可	実証で利用したシステムが本対象から外れる場合、新規システム構築の追加コストが必要となるため、
		参入障壁が高くなる。
4	「発電・DR事業者用端末」を発電所内にスタンドアロンで設置し、その端末にきた指令(指令が来るとアラームが鳴る	公募への参加要件の明確化を行い、参加を増加させるため。
	ものを想定)をアラームの都度、発電所オペレーターが確認しに行き、その値をオペレーターが手動でDCSの方に反映	
	させるような運用が認められるのであれば、詳細は検討する必要があるものの、一時間程度の時間で対応可能なのではな	
	いかと思われました。このような形の運用によりカバーする方法を認めていただきたい。	
5	オンライン、簡易指令システムでの指令・制御に、発電所側での許可・不許可判断、決定権限を追加していただきたい。	調整力としての供給力が、自家発電したものから自家消費を除いた電力であるため、工場負荷(自家消費)
		の動向如何では対応不可となる場合があるため。
6	専用線によるオンライン制御について、次回までの公募スケジュールを踏まえると、発電事業者が、新たにシステム改修	簡易指令システムで指令した場合においても、発電事業者側の出力調整に関する体制が十分に確保され
	し、設備要件を満足した上で、調整力として応募することは現実的ではない。一方で、一般送配電事業者が、多様な調整	ているのであれば、設備要件である発動時間を遵守することは可能ではないか。ただし、簡易指令シス
	力電源を調達する観点を踏まえると、例えば、電源 I - b 、電源 II - b についても、専用線によるオンライン制御に加え	テムの運用方法等については確認する必要がある。
	て、簡易指令システムによる指令も認めることより、多様な電源の応募を促すべきではないか。	
7	「電源 I'を今年度のみ経過措置として件数制限」というのはあくまで「簡易指令システムが次年度公募入札までに正常	_
	に仕様通りに動作すること」が前提であって、現段階で「今年度のみの経過措置」と定めぬほうがよいのではないか。	
	事業者とのシステム連携に係る問題やセキュリティの観点など、要件・時間軸を明確にしたうえで詳細をあらためて提示	
	頂きたい。	

○募集要綱(設備要件の標準化)に関する意見

9	電源 I $-$ b、II $-$ b についても最低入札容量を緩和($10\mathrm{MW}$ から $1\mathrm{MW}$)すべき。また、旧一般電気事業者の有する発電	参入障壁緩和に向けて最低入札容量の緩和を希望する。欧州においても随時最低入札要件を緩和してお
13	所相当の設備仕様ではなく、周波数調整に供することに限定した性能仕様を採用すべき。	り参入者の拡大を図っている。電源 $I-b$ は周波数調整機能を求めない区分であるため、変化幅や応答
		時間といった一定の性能要件を満たすことで参入者増加が期待できると考える。(英国の Fast Reserve
		やドイツの SCR)
13	最低容量 1 万 kW は規模大きく、広く調整力を公募する観点では容量規模を引き下げるべき($3MW \sim 5MW$ など)	
17	オンラインの定義(明確な仕様)が曖昧であり、電力管轄毎に明確な定義を示すべき	

○募集要綱(需要家の情報)に関する意見

1	8 応札時にデマンドレスポンス事業者に添付を求める需要家情報に関し、需要家に求める情報提出は落札後とし、その情報	アグリゲーターに求める需要家情報を最小限にすることにより、アグリゲーターの負担が減り、より多
	は限定した範囲にすべきではないか。	くのアグリゲーターの入札参加が増えることが期待できる。競争が活性化することで調達する容量価格
		が下がる可能性があり、引いては託送料金の低減に繋がる効果が期待できるため。
1	9 需要家リストの事前提出の廃止	入札時に対象需要家を確定させるとその後の入れ替え等変更ができず、事業者の運用制約になりうるた
		め、公募入札量の拡大に向けては、参加需要家に一定の流動性を持たせるべきと考える。なお、直前の
		需要家離脱等、契約量に届かない DR 事業者については相応のペナルティを設けることで DR 量を確保
		してはどうか。

○周知期間に関する意見

20 問い合わせ窓口は常設してほしい	オンライン指令の通信等の仕様を確認したかったが、募集期間外という理由で問い合わせ先を教えても
	らえなかった。設備対応に時間がかかる場合を想定すると、問い合わせ窓口を常時設置し事前確認でき
	るようにしていただきたい。

○その他

22	入札期間の細分化(月額単位・季節単位等)	月ごとに求められる調整力の量は異なるため、実情に応じた容量決定を行うべきと考える。(英国は毎
		月、ドイツは1週間の入札単位)
23	一般送配電事業者との事務手続きの簡素化	一般送配電事業者関連の事務手続きが複雑かつ煩雑化することで、担当者の人件費の増額に繋がり、ひ
		いては調整力コストに影響するため、事務手続きの簡素化をお願いしたい。

【中長期的に改善すべき事項】

8	新規参入者の既存電源を含めた多様な電源が応札可能な条件設定	新電力の既存電源を有効活用する観点から、公募要件を緩和(細分化、最低容量引き下げ等)し、各調整力に本来必要な要件に限定することにより、参加可能な電源が増加することが期待できると思われます。
8	広域機関で検討中の調整力の更なる細分化(GF機能等による一次調整力など)についての導入、改善が必要と考えられる。	当社は石炭火力ベース電源のため、供給力は小売優先でゲートクローズ時点でも余力は無い見込みで、前回の公募にも応札しなかったが、GF機能を活かしており、系統事故で周波数が低下した際には周波数が回復するまでの数分間にわたり過負荷運転となるなど、一次調整力を提供している。このような火力を調整力として確保するための細分化、対価の明確化が必要と考える。また30分同時同量を制御するとGFで増えたkWhを打ち消すように出力調整されることも考えられるので、現状のkWh対価だけでは不十分である。
11	即時性の高い DR 用電源の活用について、今後検討をお願いいたします。	VPP 実証事業について取り組んでおります。その実証において、「DR 用電源を使用し、応動時間:5 分以内、簡易指令システムでの指令」の検証を実施しようとしており、本検証は、各電力事業者様の共通検証事項となっております。つきましては、中長期において、その活用領域の定義化をお願いいたします。
13	今年度追加された電源 $II-b$ 、 II の最低容量につきまして、 $1 \mathrm{Tk} \mathrm{W}$ (※最低容量は各社の系統状況に応じて設定)とありますが、今年度の実施状況を見たうえで、最低容量を $0.1 \mathrm{Tk} \mathrm{W}$ に引き下げることを検討いただければ幸いです。	普及拡大の観点、DR 等の小規模需要の参加の観点から対象の拡大が望まれる
13	電源募集種別の最低容量を段階的に1万kWから小さくすべきである。	現状の電源Ⅱ´は、実務対応の実効性の高いものとして、最低容量を1万kWとおいているが、新電力等が保有する電源を勘案すると規模が大きく、実現性が低いように考えるため。
14 22	所有電源が少ない新規参入者が応札に必要な供給力を用意しやすい仕組みの構築	・現状の公募条件は、調整力提供期間(1年間)が長く、小売に必要な供給力を他から調達すること等によるリスクをコントロールしにくい仕組みになっております。したがいまして、例えば契約期間の短期化(月単位、週単位、土・平・休別等)などが実現されれば、新規参入者が調整力市場に参加できる可能性が高まると思われます。 ・また、原則、電源を特定したユニット単位の入札となっておりますが、供出規模が一定以下の発電バランシンググループに対して電源グループによる応札を認めることで、応札増加が期待できると思われます。
25	「調整力の広域的運用」について、 30 分箱型での経済差替運用に留まるのではなく、調整力全体の広域運用の実現に向けて、 $II - a$ や $II - b$ についても拡大を進めてほしい。	全国大での需給調整コストの低減のため。

【質問など】

